

社会福祉法人横浜共生会 常勤嘱託取扱要項

(目的)

第1条 就業規則第3条2号に規定する「常勤嘱託」として採用する者は、次の要件を満たす者をあてる。

- (1) 就業規則第16条2項1号に該当するとき、及び事務局長・施設長・副施設長等の管理職に欠員を生じ60才を超えた職員を採用するとき
- (2) 就業規則第16条3項により常勤嘱託として該当するとき
- (3) 事業体系の変更などにより要員を要するとき
- (4) 職員が産前産後休業、育児休業などにより一定期間欠員を生じるとき
- (5) 上記各号に必要な知識、技能を有するとき

(雇用期間)

第2条 常勤嘱託の雇用期間は1年以内とし、65才を上限に、必要に応じて更新することができる。

- 2 前項に関わらず、第1条1号に該当する者で、理事長が必要と認めるときは71才まで延長することができる。この場合でも1年ごとの契約とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年12月31日現在、71歳を超えて雇用されている職員の定年については、経過措置として以下の通りとする。
 - ① 71歳以上75歳未満は、76歳を迎えた年度末。
- 4 前3項の規定にかかわらず、職員が71歳を超えて雇用継続を希望する時は、業務等の都合により6ヶ月又は1年ごとに契約を延長する場合がある

(休日)

第3条 常勤嘱託の休日は、就業規則第35条1項1号の規定に関わらず別表の通りとする。

(給与)

第4条 常勤嘱託の給与は、就業規則第51条並びに給与規程第2条の規定に関わらず、常勤嘱託職員用給与表の別表(1)を適用する。ただし、第1条1号に該当する者については別表(2)を適用する。

- 2 常勤嘱託の期末手当は、夏期と冬期に月額給与各一ヵ月を支給する。
- 3 前項に関わらず、第1条1号に該当する者については、法人規定による期末手当は別途支給する。

(社会保険等)

第5条 社会保険制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入はこれを適用する。
ただし民間社会福祉事業従事者年金共済には加入しない。

2 前項に関わらず、第1条1号に該当する者は、民間社会福祉事業従事者年金共済の加入はこれを適用し、また第1条2号ですでに会員である者はその加入を継続する。

(準用規定)

第6条 この要項に定めのない条項は就業規則、その他規程を準用する。

附則

- 1 この要項の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。
- 2 この要項は平成12年11月1日から施行する。
- 3 この要項は平成15年4月1日から施行する。
- 4 この要項は平成19年4月1日から施行する。なお、高齢職員（管理職）取扱い要綱はこれを廃しこの要項に統合する。
- 5 この要項は平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は平成31年1月1日より施行する。

第3条別
表

月	休日数	月	休日数	月	休日数	月	休日数
4月	9日	7月	9日	10月	9日	1月	8日
5月	9日	8月	8日	11月	9日	2月	8日
6月	9日	9月	9日	12月	8日	3月	9日